

県内の文化財建造物にみる設計手法の紹介

～ 春日造社殿を中心に（２）～

下 津 健 太 朗

要 旨

前号にて紹介を試みた続きとして本号も、筆者が保存修理事業中に実見した春日造社殿を中心に、確認された内容等を整理し、今後の修理時の基礎資料をめざしてみた。

前半は、身舎における軒と縁の関係性を軸としながら、木部構法における時代性・地域性等への見解も紹介する。後半では、田辺市・闘雞神社での保存修理事業時に確認した資料や保管古材を基軸として、熊野地方における棟まわりの形式変遷を紹介する。

第1章 春日造社殿における身舎の軒と縁との関係性について

1. はじめに

和歌山県内の指定文化財である春日造社殿のうち、室町時代から江戸時代にかけて建立（再建）されて来た建物で、近年に屋根葺替・塗装修理等の維持修理が実施された社殿を対象として、身舎の軒の出と縁の出との関係性、具体的には、木負と脇障子袖柱頂部との取り合い関係に注目する。

今回対象とした春日造社殿は、有田川町・白岩丹生神社本殿、紀の川市・西田中神社の羊宮神社本殿、紀の川市・東田中神社の摂社竹房神社(旧・一之宮神社)本殿、かつらぎ町・寶來山神社本殿、みなべ町・須賀神社本殿である。なお、各神社及び各社殿の沿革等に関しては、本稿では極力割愛する。

2. 白岩丹生神社本殿（室町時代後期）

現在の本殿は明応 5 年（1496）もしくは永禄 3 年（1560）の建立とされる⁽¹⁾。

この本殿での縁の出は、身舎柱真～脇障子袖柱真＝2.300 尺で、枝割でみると 6 枝分に相当する。袖柱は 2.85 寸（面内 2.30 寸）、竹の節部で 2.35 寸、竹の節以上は 1.85 寸（面内 1.50 寸）となり、頂部外面が木負の後下角と接する位置関係にある（図 1）。脇障子袖柱真から木負前下角までは陸水で 3.85 寸と算出されて、身舎柱真～木負前下角＝2.685 尺、木負前下角～茅負前下角＝2.120 尺を測り、その比（木負の出：茅負の出）は凡そ 5：4 である。



脇障子(右側)の全景 ↓ ↑ 同・袖柱頂部と木負の関係



図 1 白岩丹生神社本殿の身舎軒下

3. 東田中神社 摂社竹房神社本殿（桃山時代）

現在の本殿は、昭和 21 年（1946）に竹房の地にあった一之宮神社より移築（曳家）される。

この本殿の身舎は、正面（梁行）柱間が柱間 6.25 尺（1,894mm、20 枝）、側面（桁行）柱間が柱間 5.54 尺（1,679mm、18 枝）で、次項の羊宮神社本殿と比して枝割（1 枝=3.077~3.125 寸）はほぼ共通するもののひと回り大きい。身舎柱は径 6.27 寸で 2 枝分、向拝柱は 4.85 寸角（面内 4.20 寸）、袖柱は 3.85 寸角（面内 3.30 寸）を測る。縁の出は身舎柱真～脇障子袖柱真=1.90 尺（576mm）で 6 枝程度となるが、身舎柱真～木負前下角=2.75 尺、袖柱は木負よりも内側に立ち登る（図 2 上）。木負前下角～茅負前下角=2.19 尺で、木負の出：茅負の出の比率は 5：4 程度である。

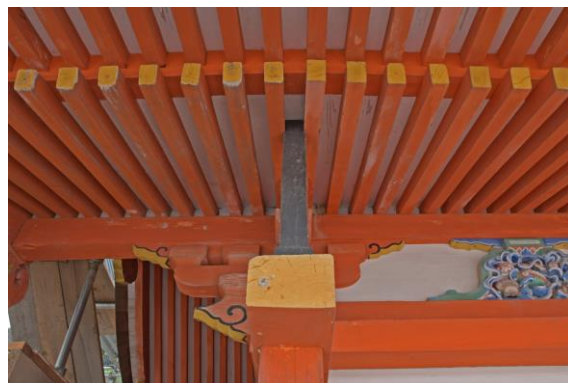
なお、当殿の脇障子（身舎より向かって右、東側）には平成修理以前（少なくとも昭和移築時まで）は、「竹に虎」の彫刻が嵌められており、前段の縁の出が平成修理も踏襲されていると考えて問題無い（図 2 下）。

ところで、この脇障子上方の頭貫木鼻には「木の葉に筆」の丸彫り彫刻が施される。「木の葉に筆」「竹に虎」の組み合わせは、三間社流造社殿である海南市・三郷八幡神社（永禄 2 年・1559、重文）や紀美野町・十三神社本殿（天正年間、重文）では、向拝中備（臺股）において内方（身舎側）に「木の葉に筆」、外方（向拝前面）に「竹に虎」を表現する。隅木入り春日造の当殿では、一部材の内外に表現された彫刻を外部からも望める位置において展開させており、内方より外方が重視されていく過程を示す事例とも言えるだろう。

4. 西田中神社 羊宮神社本殿（室町時代末期）

現在の本殿は、豊臣秀吉による天正期の紀州攻めによる兵火をかいくぐって来た建物とされ、様式上から 16 世紀中頃の建立と考えられている⁽²⁾。

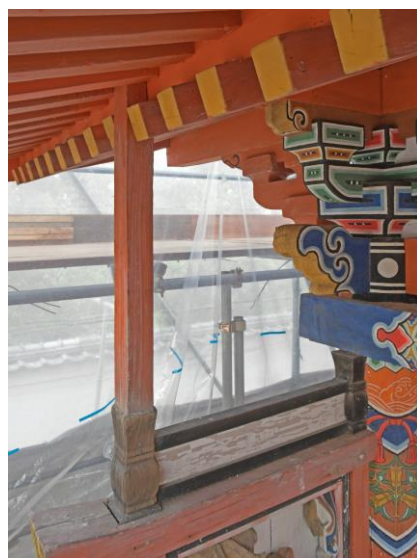
この本殿での縁の出は、身舎柱真～脇障子袖柱真=1.970 尺（597mm）で、枝割（1 枝=3.05~3.10 寸）でみると 6 枝半程度となる。袖柱の竹の節以上は見付 1.45 寸、見込 1.70 寸と五平で、見込側は垂木小間に納めている。一方の見付側では、頂部内方を木負前面に合わせて 5 分細めながら、頂部外方から木負前面～釘留めにて組まれる（図 3）。身舎柱真～木負前下角=1.920 尺、木負前下角～茅負前下角=1.040 尺を測り、



脇障子(右側)の全景 ↓ ↑ 同・袖柱頂部と木負の関係



図 2 東田中神社摂社竹房神社本殿の身舎軒下



(脇障子上方)

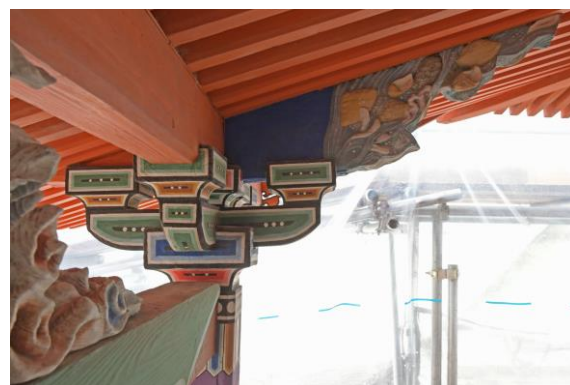
図 3 西田中神社羊宮神社本殿の身舎軒下

その比（木負の出：茅負の出）は凡そ2：1である⁽³⁾。

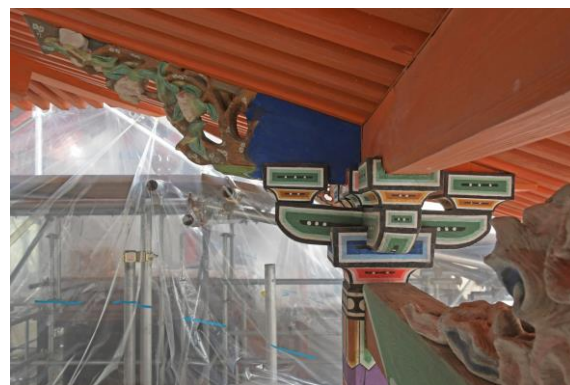
その他の確認事項として、当殿における脇障子袖柱と木負との納まりは、縁高欄の平桁や架木を袖柱後方へ延ばす点も含めて、火走神社摂社幸神社本殿（泉佐野市、室町後期、重文）等と類似しており、地域性を考える上での指標と言える。一方で、向拝柱上の組物と手挟を眺めると、左右（東西）で差異も認められる（図4上・中）。身舎より向かって右（西）側の柱上では、前後の杵肘木を傾斜させ、その上斗は他と同様の矩手で、「貝づくし」の丸彫り彫刻を施した手挟を受ける。身舎より向かって左（東）側の柱上では、前後の杵肘木を内方で折り上げ、その上斗は菱に造って「椿」の籠彫り彫刻を施した手挟を受ける。前者は火走神社摂社幸神社本殿と似た組み方、後者は十二社神社本殿（大和高田市、室町中期、重文）と似た組み方となる⁽⁴⁾。身舎・向拝ともに頭貫を木鼻含め一材造り出しとするなか、身舎正面前方の頭貫木鼻のみ「菊」「蓮」の籠彫り彫刻の懸鼻とする点からも、建築時の大工集団には2系統が存在したのではないかと、と思われる。

その延長でもう一つ付け加えると、前号で櫻井敏雄氏の論考にて紹介される当殿の寸法計画について、他角度より推論を与えてみたい。それは、当殿の向拝の柱頭（頭貫仕口付近）で2～3mm細まり、かつ、頭貫木鼻「鯨」の口先が2mm柱に食い込み、袖切り部の胴付が7～8mm余る、という、柱が組物よりも外方へ寄った印象を抱いたことが契機である（図4下）。平成解体修理前は柱頭には付け板が存在しており、柱頭部の細まりは彩色部の調整（木肌の風食痕等を均した）等の形跡の可能性もあるが、柱と頭貫の納まりに関しては依然疑問が残った。櫻井氏の論考では、身舎正面柱間5.560尺（1,685mm）と向拝の出（身舎正面柱真～向拝柱前面）5.600尺（1,697mm）の差4分は「柱径の乱れ」と推察される。その解釈を手掛かりに、向拝柱上組物から追った実質の柱間寸法は5.540尺（1,679mm、18枝）でもう2分狭く、柱の外寄り感の間違いないものとみられた。ここに、身舎柱径（現状6寸）が当初2枝分（6寸1分5厘）で計画されたと仮定した場合、身舎柱間は柱上組物での向拝柱間に近付いていく。木取りから加工の段階で身舎柱径が6寸と定められ、既に加工が進められていた向拝頭貫の納

まりに無理が生じた可能性も、というあたりで推論を閉じておく。



向拝西側柱上の内方 ↑ ↓ 向拝東側柱上の内方



向拝西側の柱・頭貫・組物の納まり

図4 西田中神社羊宮神社本殿の向拝まわり詳細

5. 寶來山神社本殿（江戸時代前期）

現在の本殿（第一殿～第四殿）は、天正年間の兵火による焼失後、慶長19年（1614）に再建される。

本殿は東側の第一・第三殿、西側の第二・第四殿で大工が異なり、前号で紹介した様に、正面千鳥破風内

等、寸法計画にも差異がみられる^⑤。

第一殿の縁の出は身舎柱真～脇障子袖柱真＝1.600 尺（485mm）で、枝割（1枝＝3.33 寸）でみると4.8 枝となる。身舎柱真～木負前下角＝1.600 尺となり、袖柱は木負前下角を意識した位置に納められる（図5上）。木負前下角～茅負前下角＝1.086 尺を測り、その比（木負の出：茅負の出）は凡そ3：2となる。

同様に第二殿でみると、縁の出は身舎柱真～脇障子袖柱真＝1.500 尺（455mm）で、枝割（1枝＝3.33 寸）でみると4.5 枝、身舎柱真～木負前下角＝1.650 尺となり、袖柱は木負下面に当てて終わる（図5下）。木負前下角～茅負前下角＝1.260 尺を測り、その比（木負の出：茅負の出）は凡そ5：4で、第一殿とは異なっている。



第一殿西側の脇障子 ↑ ↓ 第二殿東側の脇障子上方

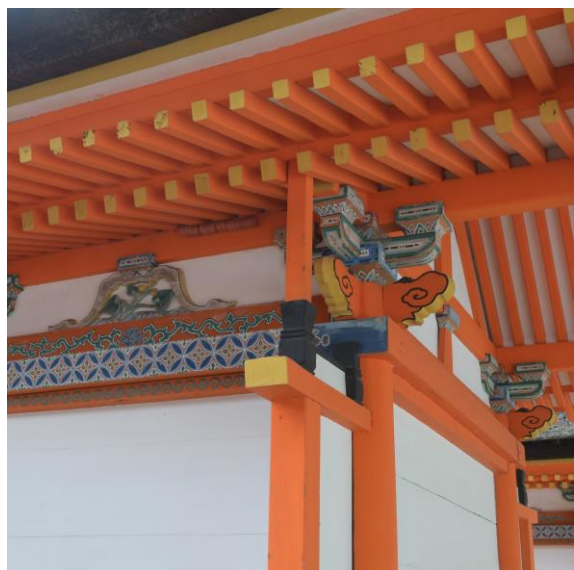


図5 寶來山神社本殿の身舎軒下

6. 須賀神社本殿（江戸時代中期）

現在の本殿（第一殿～第三殿）は、享保4～6年（1719～1721）にかけて再建される。

この本殿では第一殿・第二殿に比して第三殿がごく僅かに小振りとされる点等、寸法計画に関する考察は前号の通り。本稿ではそのうち第二殿を用いながら、当殿における軒・縁の関係性を述べる。

縁の出は、身舎柱真～脇障子袖柱真＝2.117 尺（641mm）で、枝割（1枝＝3.12 寸）で換算すると6.785 枝となる。袖柱の竹の節以上は1.45～1.35 寸と上方を若干細めながら、前面頂部が木負櫛形（飛檐垂木木余り）高さに納まる。身舎柱真～木負前下角＝2.135 尺、木負前下角～茅負前下角＝1.515 尺を測り、その比（木負の出：茅負の出）は凡そ3：2となる。

なお、第二殿の脇障子（身舎より向かって右側）には「尾長鳥」の彫刻が入る。白岩丹生神社本殿や竹房神社本殿では身舎正面の墓股内で用いられた「尾長鳥」は当殿では脇障子に表現されて、身舎正面中備には羊宮神社本殿と同じく「鳳凰」が用いられる。時代が降って瑞鳥の扱い方にも変化があったことを示す一例と考えられよう（図6）。



図6 須賀神社本殿（第二殿）の身舎軒下

7. まとめ

今回紹介した春日造社殿5例からは、軒の出は時代とともに比率（木負の出：茅負の出）に変遷が伺える一方で、縁の出は枝割を意識されたものとそうでないものがある点が見出せた。同時に、脇障子袖柱上方の納まりも、軒の出に合わせて木負との取り合い関係に一定の変化がみられた。それらには、施工にあたった工匠の違いが影響している様にも思われる。

第2章 熊野地方での棟まわり形式について

1. 闘雞神社の社殿群（江戸時代前期～中期）の概要

田辺市にある闘雞神社では、令和2～4年度に本殿・上殿の半解体修理工事、及び、西殿・八百萬殿の部分修理工事を実施した。

現在の社殿群は、豊臣氏の紀州攻めの戦禍による荒廃後、仮殿の時期を経ながら一世紀以上をかけて復興されたもので、瑞垣と土堀で区画された神域内には、寛文元年（1661）の本殿、万治元年（1658）の上殿、元文2年（1737）の西殿、延享5年（1748）の中殿、下殿、摂社・八百萬殿の6棟が、いずれも北面して横並びに建ち、熊野本宮大社の近世期以前の社殿配置・形態を伝える。紀南地方における近世社寺建築の展開を理解する上で高い価値を有するとして、上記6棟は平成29年2月に重要文化財に指定された。

2. 社殿棟まわりに関する資料の確認・整理の経過

修理工事が始まった折、享保9年（1724）作成・文化14年（1817）複写の大江による覚書を昭和期に書き起こしたものの存在を知る。その覚書は、『大庄屋田所文書』（田辺市指定文化財）の内「雑の部 22 権現記」と題される中の『鶏合宮箱棟木積覚帳』であった。本殿を除く5殿分に関する箱棟の構成や部材寸法が記されており、同年6月（旧暦）の本殿屋根葺替・彩色修理後に作成されたものと考えて問題の無い内容であった。次頁の図7に昭和期書き起こし文を整理したものを掲載する（図中赤字箇所を示す、中殿・下殿の「かは板（胴板）」に関しては、「幅六寸」と記されるがおそらくは「幅八寸」の誤りとみられる）。

覚書の内容を整理・要約すると、以下の具合となる。

- 【1】屋根板は「さぶた（笠蓋の意か?）」、胴板は「かは板」、障泥板は「あをり板」、鬼板上の鳥衾は「菰丸（ギマル）」と称した。
- 【2】屋根板は厚板の上部を鎗状に作る点、部材断面は屋根板＞側板＞障泥板の順となる点などが共通する。
- 【3】若殿宮・西御前・中四社・下四社は、鬼板上へ菰丸（鳥衾）を乗せるが、屋根板上にはち木・かつを木（千木・鯉木）を据えない。
- 【4】満山宮は、屋根板上に千木・鯉木を据えるが、鬼板上に鳥衾を乗せない。

箱棟が障泥板・胴板・屋根板で構成するところまでは各殿で共通し、満山宮（八百萬殿）のみ棟上に千木・鯉木を据える一方で、鬼板上には鳥衾を据えない。これは、西殿での文政12年（1829）の修理記録にある「西御前（西殿）を新葺し初めて千木鯉木を用いる」の記述とも対応しており、当社において十二所権現を祀る5社殿と摂社である八百萬殿が棟まわりの形式によっても区分されていたことを伝えるものであった。ただ、当社でのこうした形式区分がどの時期まで保持されて、どの時点で現状の6殿ともに千木・鯉木を乗せる形式へと移行したか、までは不明であった。

それから2年が過ぎ、保存修理事業が終わろうとする頃に、境内に保管される古材に棟まわりの旧部材が一部存在することが判り、遅ればせながら確認・整理する機会を得た（図8・9）。部材調査も含めた概報は、令和4年度10月に（公財）文化財建造物保存技術協会主催の「文化財建造物保存事業主任技術者研修会」にて発表した。本稿では幾分内容を整理・拡充して以下に紹介する。

3. 近世期史料との照合（1）

享保9年（1724）の覚書作成時、本殿を除く5棟のうち上殿は存在し、他の4殿は前身の建物である。享保17年（1732）には、若殿宮（上殿）の「箱棟取替」（再建から74年後）の記録が残り、上殿の享保時記載内容は初代箱棟のものと考えられた。この享保期の「箱棟取替」は、享保3年（1718）の屋根葺替（再建後2回目）、延享2年（1745）の屋根葺替（同3回目）とは無関係の施工であった模様で、当社での箱棟修理が屋根葺替とは連動せずに単体施工としても行われたことが判る。

その他の記録としては、西御前（西殿）は享保5年（1720）に「造立願書」、中社・下社では享保11年（1726）に屋根葺替が確認でき、満山宮（八百萬殿）は修理を待たず再建に至ったものとみられ、文化2年（1805）に「箱棟修理」（再建から57年後）の記録が確認される。

4-1. 上殿（若殿宮）での鬼板の変遷

まずは、上殿における、万治再建後の屋根葺替修理時期（丸囲み数字は屋根葺替修理の回数）を整理すると、①万治元（1658）①天和3（1683）②享保3（1718）③延享2（1745）④安永6（1777）⑤寛政11（1799）⑥文政

【江戸中期の各殿箱棟の構成について】

享保九年 大工善太郎所持書附
同 嘉 平 持傳へ有之口
文化十四年丑三月 同 弁 七 持伝へ有写シ置也

鶏合宮箱棟木積覚帳

但シ鬼板とも
町会所扣
世話人 岡本六左エ門

満山宮箱棟覚

箱棟

- 一 さぶた 長サ壹丈一尺六寸 幅九寸 正(アツ)三寸
- 一 あおり板長サ 同 幅五寸五歩 正壹寸六歩
- 一 がわ板 長サ 同 幅六寸五歩 正壹寸八歩
- 一 かつを木 長サ四尺五寸 横渡シ七寸
- 一 ち木 長サ五 幅三寸五分 正壹寸八歩
- 一 鬼板 長サ貳尺六寸 幅貳尺貳寸 正四寸五歩

右之通正味出来立也注文之節ハ此積リニ
式三寸余分ニ誂申事

西御前箱棟覚

- 一 さぶた 長貳丈壹尺八寸 幅一尺貳寸 正三寸 但シアツノ事
しのぎ共四寸五分 鼻ニ六歩ノ増有
 - 一 かは板 長 同 幅九寸五歩 正貳寸貳歩
 - 一 あをり板長 同 幅七寸五歩 正貳寸
 - 一 萑丸 長六尺五寸 指渡シ三寸
- 右之通出来立也 寸尺共余分ニ木取り致ス事

西御前

- 一 鬼板 長三尺六寸 幅 同寸 正(アツ)七寸
- 右之通出来立也 寸尺共余分ニ木取り致ス事

中四社下四社箱棟覚

- 一 さぶた 長貳丈貳尺 (上エかど)幅九寸貳歩 正貳寸五歩
とふげ迄三寸五歩 鼻ニ五歩之増有
 - 一 かは板 長 同 幅六寸 正壹寸六歩
下かど長サ貳丈壹尺九寸五分 五歩ののぞき有
 - 一 あをり板長 同 幅六寸五歩 正壹寸四歩
 - 一 鬼板 長三尺 幅貳尺八寸 正四寸
 - 一 萑丸 長サ五尺貳寸 指渡シ貳寸五分
- 右之通出来立也 木積リ貳三寸ツツ見合余分ニ致事

若殿宮箱棟覚

- 一 さぶた 長壹丈五尺七寸 幅壹尺五歩 正貳寸七歩
しのぎ四寸 鼻ニ四五歩ましあり
- 一 かは板 長 同 幅八寸 正壹寸八歩
- 一 あをり板長 同 幅六寸五歩 正壹寸六歩
- 一 鬼板 長三尺三寸 幅三尺 正六寸
- 一 萑丸 長六尺 指渡シ貳寸七歩

右之通出来立也 木取りハ貳寸三寸ほどツツ余分ニ積リ申事

八百萬殿

構成部材	幅(m/m)	厚(m/m)	長(m/m)
屋根板	273	91	3515
障泥板	167	48	3515
側板	197	55	3515
勝男木	直径 212		1364
千木	106	55	1515
鬼板	667	136	788

西殿

構成部材	幅(m/m)	厚(m/m)	長(m/m)
屋根板	364	136 反増し18	6605
側板	288	67	6605
障泥板	227	61	6605
鳥衾	直径 91		1970
鬼板	1091	212	1091

中殿・下殿

構成部材	幅(m/m)	厚(m/m)	長(m/m)
屋根板	279	106 反増し15	6666
側板	182	48 のぞき15	6651
障泥板	197	42	3515
鬼板	848	121	909
鳥衾	直径 76		1576

上殿

構成部材	幅(m/m)	厚(m/m)	長(m/m)
屋根板	318	121 反増し12~15	4757
側板	242	55	4757
障泥板	182	48	4757
鬼板	909	182	1000
鳥衾	直径 82		1818

図7 『大庄屋田所文書』『雑の部 22 権現記』の昭和期書き起こし文（左）とその整理内容（右表）
（上記記載内容から推定される享保期の各殿箱棟の形態を図9 上段に作図した）

11(1828)⑦安政7(1860)⑧明治中期頃⑨大正中期頃
⑩昭和中期頃⑪平成7(1995)⑫令和4(2022)。

享保17年(1732)の「箱棟取替」(再建後74年経過、2代目)を基軸にすると、⑤～⑥で3代目、⑧で4代目となって、修理⑪は6代目鬼板と考えられた。

4-2. 八百萬殿(満山宮)での鬼板の変遷

同様に、八百萬殿における、延享再建後の屋根葺替修理時期(丸囲み数字は屋根葺替修理の回数)を整理すると、①延享5(1748)①天明5(1785)②寛政11(1799)③文政12(1829)④幕末頃⑤明治中期頃⑥大正中期頃⑦昭和中期頃⑧平成11(1999)。

文化2年(1805)の「箱棟修理」(再建後57年経過、2代目か)を基軸にすると、⑤で3代目(檜材・化粧仕立て)、⑦では3代目鬼板を銅板包みとして再用し、修理⑧は4代目鬼板に相当する。修理⑤の3代目鬼板には、頂部へ鳥衾を据えるための切り欠きが存在していた(図8下)。



前面(桐文金具付き) ↑ ↓ 後面上方俯瞰



図8 八百萬殿、3代目鬼板(明治中期頃と推定)
(頂部には鳥衾用の仕口が造られている)

4-3. 中殿(中四社)・下殿(下四社)での鬼板の変遷

中殿・下殿に関しても同じ要領で、屋根葺替修理時期(丸囲み数字は屋根葺替修理の回数)を整理すると、①延享5(1748)①天明5(1785)②文化9(1812)③天保15(1844)④明治前期頃⑤大正2(中殿)⑤'大正9(下殿)⑥昭和15(中殿)⑥'昭和中期頃(下殿)⑦平成11(1999)。八百萬殿での修理経過を参考にすると、②で2代目、④～⑤で3代目となる。修理⑤'の下殿3代目鬼板は、檜材化粧仕立て・黒色塗・顔部鍍金具付き・肩部銅板巻きの仕様で、頂部は鳥衾の仕口を作らず、釘止めのみとしてあった。なお、下殿3代目鬼板には頂部の鳥衾仕口が存在しない。この差異については、大正期には千木・鯉木による鳥衾尻手の固定が可能となっていたことを物語っているようである。

5. 近世期史料との照合(2)

次に、前項で整理した内容を基に、西殿(西御前)における千木・鯉木採用の位置付けを考えてみたい。西殿における屋根葺替修理時期(丸囲み数字は屋根葺替修理の回数)を整理すると、①元文2(1737)①天明5(1785)②文化9(1812)③寛政9(1797)④文政12(1829)⑤嘉永5(1852)⑥明治中期頃⑦大正前期頃⑧昭和中期頃⑨平成11(1999)。修理④が「西御前を新葺し初めて千木鯉木を用いる」の記録に相当する。鬼板に関しては年数的にみて、修理③の屋根葺替時に新調(2代目)されたか、修理④まで再用され続けたものとみられる。以降は、修理⑤～⑥に3代目、修理⑦～⑧で銅板包みとした4代目とされ、修理⑨は5代目鬼板と考えられた。

また、八百萬殿に鳥衾を乗せ始めた時期についても、文化2年(1805)「箱棟修理」時からでなく、文政期以降とするのが妥当と思われる。

6. まとめ(近世期以前の絵画資料との照合)

『一遍聖絵』や『那智参詣曼荼羅』では、三山の社殿に千木・鯉木は描かれていない。本宮においては、江戸末期の絵図には千木・鯉木が描かれており、享和再建時かそれ以降の仕様変更と考えられる。

西殿での文政12年(1829)の形式変更や、明治中期頃とみた八百萬殿3代目鬼板の頂部仕様等から、当社社殿で箱棟形式が各殿共通となる現状の姿は、江戸末期以降の様相と考えられた。

『箱棟木積覚帳』（享保 9 年・1724）



図 9 闘雞神社における江戸時代中期以降の社殿棟まわり形式の変遷

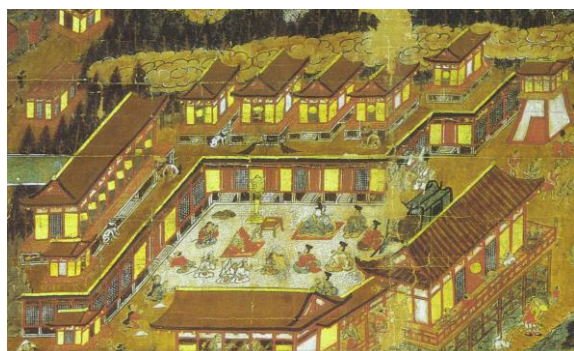


図 10 闘雞神社蔵『那智参詣曼荼羅』（慶長期）
（和歌山市立博物館 2002 図録より）



図 11 熊野本宮大社蔵『本宮本社末社図』（江戸末期）
（2012 修理工事報告書より）

【 注 】

- (1) 昭和 34 年「重要文化財 白岩丹生神社本殿 修理工事報告書」に拠る。
- (2) 平成 6 年「和歌山県指定文化財 西田中神社 羊宮神社本殿・八幡神社本殿 修理工事報告書」に拠る。
- (3) 各寸法は西面軒下での実測値。東面軒下は、身舎柱真～脇障子袖柱真＝1.980 尺（597mm）で共通するも、身舎柱真～木負前下角＝1.820 尺、木負前下角～茅負前下角＝1.090 尺を測り、西側と同様に内方を 5 分細め外方からの留め釘痕跡を有した袖柱頂部は木負前面と 8 分 5 厘空いた状態にある。
- (4) 十二社神社本殿は、一間社・隅木入り春日造・銅板葺の建物。脇障子袖柱は軒下まで延ばさずに竹の節高さで留まる。
- (5) 前号 56 頁の第 10 図「寶來山神社、本殿千鳥破風内妻飾の構成比較（2023）」において、第一殿、第三殿の千鳥破風写真を逆転させて掲載していた。キャプションはそのままに写真を入れ替えた状態が正しく、ここにお詫びして訂正する。

【 参考引用文献 】

昭和 47 年「重要文化財 寶來山神社本殿 修理工事報告書」、平成 24 年「重要文化財 熊野本宮大社第一殿・第二殿ほか 2 棟 修理工事報告書」、平成 24 年「闘雞神社学術調査報告書」、令和 4 年「重要文化財 闘雞神社本殿ほか 3 棟 修理工事報告書」